人材育成に関する有識者懇話会 開催要綱

１ 目的

新たな人材育成に関する基本方針の策定にあたり、外部有識者から幅広く助言等を得るため、人材育成に関する有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

２ 検討事項

(1) 人材育成に関する新たな取組
(2) 新たな人材育成に関する基本方針の検討
(3) 前各号に掲げるもののほか、人材育成の推進にあたり必要な事項

３ 運営

(1) 懇話会は別表に掲げる者をもって構成する。
(2) 懇話会の開催に係る構成員の招集は総務部職員局長（以下「職員局長という。」）が行う。
(3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ職員局長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
(4) 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
(5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
(6) 職員局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
(7) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、持ち回り開催等により懇話会の議事を行うことができる。

４ 謝金・旅費

(1) 構成員及び構成員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
(2) 謝金の支給については、別に定める。
(3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

５ 補足

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

６ 附則

(1) この要綱は、令和４年６月６日から施行する。
(2) この要綱は、令和５年３月 31 日限り、その効力を失う。

別表

氏　名	職　名
金﨑 健太郎	武庫川女子大学　経営学部 教授
塩出　佐知子	Ｐ＆Ｇジャパン合同会社 ディレクター（ガバメントリレーションズ＆パブリックポリシー）
関　　治之	一般社団法人 コード・フォー・ジャパン 代表理事
服部　泰宏	神戸大学大学院 経営学研究科 准教授
横山 由紀子	兵庫県立大学 国際商経学部 教授